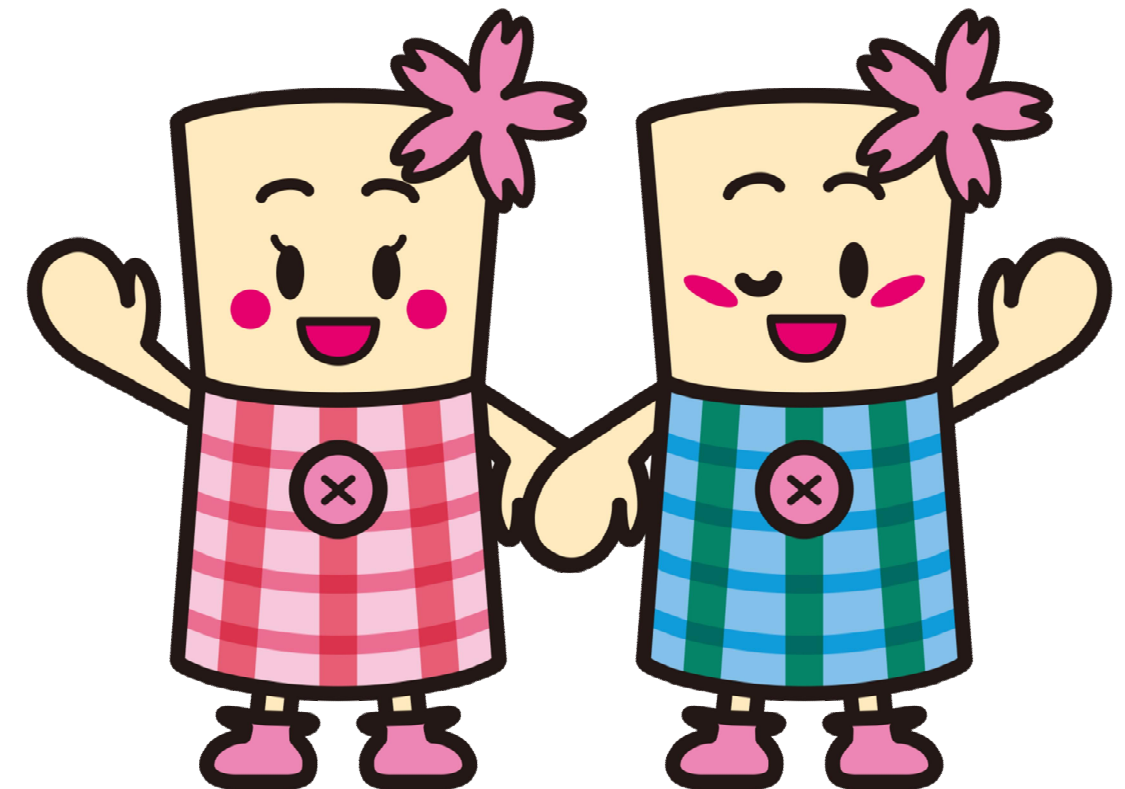


令和9年度
認定こども園（保育園部）・保育所
入園案内

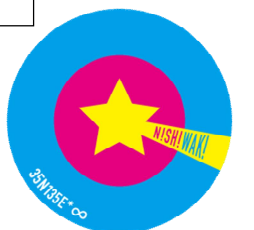


西 脇 市

西脇市教育委員会 幼保連携課

住所 西脇市下戸田 128 番地の 1

電話 0795-22-3111（内線 1161・1162）



施設名	所在地	電話番号	利用定員	入園可能月齢(満)	開園時間・標準時間・短時間		特別保育等の実施状況
西脇こども園	西脇760-1	22-2909	110名	6週間～	開園時間	《平日》7：00～19：30 《土》8：00～17：00 《日・祝日》8：00～17：00	・延長保育（有料） ・障害児保育 ・体調不良児対応型病児保育 ・病児対応型病児保育（有料） ・一時預かり保育（有料） ・休日保育（有料） ・学童保育（有料） ・通園バスなし
					標準時間	《平日》7：00～18：00 《土》8：00～17：00	
					短時間	《平日・土》8：00～16：00	
比延こども園	比延町867-5	22-7258	100名	11か月～	開園時間	《平日》7：30～18：30 《土》8：00～17：00	・延長保育（短時間のみ・有料） ・障害児保育 ・体調不良児対応型病児保育 ・一時預かり保育（有料） ・通園バスあり（有料）
					標準時間	開園時間と同じ	
					短時間	《平日・土》8：30～16：30	
どれみこども園	高松町597	22-5740	80名	6か月～	開園時間	《平日》7：30～19：30 《土》8：00～17：00	・延長保育（有料） ・障害児保育 ・一時預かり保育（有料） ・通園バスあり（有料）
					標準時間	《平日》7：30～18：30 《土》開園時間と同じ	
					短時間	《平日・土》8：00～16：00	
日野こども園	西田町5-1	22-7023	140名	6か月～	開園時間	《平日》7：00～19：00 《土》8：00～17：00	・延長保育（有料） ・障害児保育 ・体調不良児対応型病児保育 ・一時預かり保育（有料） ・通園バスあり（有料）
					標準時間	《平日》7：00～18：00 《土》開園時間と同じ	
					短時間	《平日・土》8：00～16：00	
かすがこども園	高田井町781	22-5787	130名	10か月～	開園時間	《平日》7：30～18：30 《土》8：00～17：00	・延長保育（短時間のみ・有料） ・障害児保育 ・体調不良児対応型病児保育 ・一時預かり保育（有料） ・通園バスなし
					標準時間	開園時間と同じ	
					短時間	《平日・土》8：30～16：30	
つまこども園	寺内8-1	22-1693	90名	10か月～	開園時間	《平日》7：30～18：30 《土》8：00～17：00	・延長保育（短時間のみ・有料） ・障害児保育 ・体調不良児対応型病児保育 ・一時預かり保育（有料） ・通園バスなし
					標準時間	開園時間と同じ	
					短時間	《平日・土》8：30～16：30	
芳田こども園	岡崎町523	27-0550	85名	10か月～ (歩行可)	開園時間	《平日》7：30～18：30 《土》8：00～17：00	・延長保育（短時間のみ・有料） ・障害児保育 ・一時預かり保育（有料） ・通園バスあり（有料）
					標準時間	開園時間と同じ	
					短時間	《平日・土》8：00～16：00	
黒田庄こども園	黒田庄町前坂930	28-4357	90名	6か月～	開園時間	《平日》7：30～18：30 《土》8：00～17：00	・延長保育（短時間のみ・有料） ・障害児保育 ・体調不良児対応型病児保育 ・一時預かり保育（有料） ・通園バスあり（有料）
					標準時間	開園時間と同じ	
					短時間	《平日・土》8：30～16：30	

- ※ 上記内容は令和8年10月1日時点の情報です。利用定員等変更となる可能性があります。
- ※ 園の状況により保育可能時間が記載と異なる場合がありますので園にご確認ください。
- ※ 見学を希望される場合、必ず事前に各園の都合をお確かめください。
- ※ 通園バスの経路等詳細については、各園に直接お問い合わせください。
- ※ 土曜日に保育を希望される場合、各園より別途事由証明の提出を求められる場合があります。



乳児保育	0歳児の保育開始時期は生後6週間から11か月まで園により異なりますのでご確認ください。※保育体制によっては預かり時間が短いことがあります。
障害児保育	心身の発達に障害や遅れが見られるが、集団の中で保育することができ る児童が対象になります。
休日保育※	日曜・祝日等の休日に保育が必要と認められる家庭の児童が対象にな ります。申込みは、西脇こども園へ直接行います。
体調不良児対応 型病児保育	園に配置している看護師が園児の急な発熱や体調不良時に、保護者が 迎えに来られるまでの間の緊急的な対応を行います。
病児対応型病児 保育※	病氣中や病氣の快復期にあり、家庭や集団生活での保育が困難な児童 をお預かりします。申込みは、西脇こども園へ直接行います。
一時預かり保育 ※	保護者の就労形態や傷病等により、家庭での保育が一時的に困難とな る場合に児童をお預かりします。（施設の空き状況によりお預かりで きない場合があります。）空き状況のお問い合わせ・申込みは、認定 こども園等へ直接行います。

※延長保育・休日保育・病児対応型病児保育・一時預かり保育は別途料金がかかります。

8 施設利用中の変更届出について

入園申込み時点から家庭状況や保育を必要とする事由に変更があった場合は、「就労証明書」・「保育を必要とする申立書」をご持参の上、幼保連携課に届け出てください。

20日までの届出で、翌月からの反映となります。

変更例（変更内容と対応する項目）

- ・ 市内で住所が変わった→住所等変更
- ・ 就職したので保育時間を短時間から標準時間に变えたい
→保育を必要とする事由の変更、保育必要量の変更
- ・ ひとり親家庭になった→保護者変更、世帯構成の変更、家庭の状況等の変更

9 退園・取下げについて

- ・ 入園をキャンセルされる方は、幼保連携課で入園取り下げ手続きをしてください。
- ・ 退園される方は、幼保連携課で退園手続きをしてください（退園日は退園月の末日付）
- ・ 市外へ転出される場合も退園の手続きをしてください（引き続き同じ施設への通園を希望される方は、転出先で新たに入園手続きが必要です）。
- ・ 退園の手続きをされず、毎月1日時点で施設に在籍している場合は、該当月分の保育料を納付していただきます（保育料の日割り計算はしませんので、利用日数に関わらず1か月分の保育料がかかります）。



(2) 保育の必要量(保育時間)

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用	⇒	フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間） ※ 想定される月の就労時間は120時間以上
「保育短時間」利用	⇒	パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間） ※ 想定される月の就労時間は48時間以上120時間未満

※こども園等は就労等の理由で「保育を必要とする時間」のみお子様をお預けになれる施設です。

保育必要量の認定及び利用する時間には、買い物等の保護者の私的な用事は含まれません。

(3) 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、世帯内に障害がある方がいる場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

(4) 在園のきょうだいの有無

世帯内に在園のきょうだいがいる場合には、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

3 入園手続きに関してのご案内

- (1) 0歳児の入園受入れ可能月齢は施設により異なりますので、9ページの施設案内を確認してください。
- (2) 育児休業から復職される方や出産等で、年度途中（令和9年5月～令和10年3月）に入園を希望される方（出生前の児童も含む）についても、4ページの期間内に申込みすることができます。ただし、4月入園希望者の利用調整後の施設の空き状況に応じて利用調整を行います。（年度途中での申込みは、保育士数や施設の状況により入園できない場合があります。）
- (3) 市外の保育所や認定こども園（保育園部）への入園を希望することもできます。
- (4) 募集定員以上の入園申込みがあった場合、第2・第3希望の施設へ調整させていただく場合がありますので、できるだけ第3希望まで記入してください。
- (5) ご都合により急な入園を希望される場合は、原則として入園希望月の前月10日までに幼保連携課へお申し込みください。また、一時預かりもご検討ください。

4-1 継続入園の申込みについて

令和8年10月現在通園されているお子さんが、令和9年4月以降引き続き通園を希望される場合も、継続入園手続（現況届の提出）が必要です。
申請書に関係書類を添えて現在通われている認定こども園へ指定の期日までに提出してください。期日までに提出がない場合は、入園申込受付期間中の申込者が優先され、継続入園ができないことがあります。市外施設の方は幼保連携課へ提出してください。

4-2 新規入園・転園・転部の申込みについて

新規入園・転園・転部を希望される方は、幼保連携課及び各認定こども園に備付けの申請書に
関係書類を添えて、次の日程で手続きをしてください。

市外保育施設を希望する場合は、施設所在地の市区町村の申込期限などを確認し、余裕をも
って幼保連携課へお越しください。

受 付 場 所		受 付 日	受付時間	電話番号
西脇市教育委員会 幼保連携課	西脇市下戸田128-1 (市庁舎 1 階 窓口116)	10月19日(月) から 10月30日(金) まで 平日のみ	9 : 00~16 : 30	22-3111 (内線1161)
市民交流施設 ひらめくスタジオ	西脇市下戸田128-1 (オリナス 2 階)	10月31日(土)	9 : 30~11 : 30	—

5 入園申込みに必要な書類について

入園の申込みに、次の書類が必要です。鉛筆・シャープペンシル・消せるボールペンは使用できません。

必 要 書 類		備 考
①	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(兼)現況届(兼)事業所利用申込書(兼)保育児童台帳	児童 1 人につき 1 枚提出 (7 ページ記入例参照)
②	就労証明書 (就労事由で申し込む場合) 保育を必要とする申立書 (就労以外の事由で申し込む場合)	父母及び同居する65歳未満の祖 父母のものがが必要です(8 ペ ージ記入例参照)。

令和8年1月2日以降に転入された場合は、「個人番号申告書」が必要です。
※個人番号の利用を希望しない場合は「課税・非課税証明書」を提出してください。

③	個人番号申告書 又は 課税・非課税証明書 個人番号申告書：世帯全員の個人番号確認書類と来庁者の本人確認書類をお持ちください。 課税・非課税証明書：必要年度の1月1日に住民登録のあった市町村で証明書の交付を受けてください。 4月～8月に入園→「令和8年度」・「令和9年度」 9月以降に入園 →「令和9年度」(令和9年6月上旬取得可。R9.1.1以前に転入の場合は証明不要)
---	---

※ 兄弟姉妹で入園の申込みをする場合、②、③及び添付書類の提出は各1部で結構です。
新規申請をされる場合は新規申請の児童に添付してください。
※ 放課後児童クラブを利用する兄弟がいる場合、就労証明書・保育を必要とする申立書は原本を幼保連携課へ
提出し、放課後児童クラブの申込みにはコピーを提出してください。

6 保育料・副食費について

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料は無償です。子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、西脇市では令和2年4月から3～5歳児の副食費の保護者負担分を原則無償とする「副食費助成事業」を行っています。

保育料は同じ世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の「市民税額」の合計額に応じて負担していただきます。

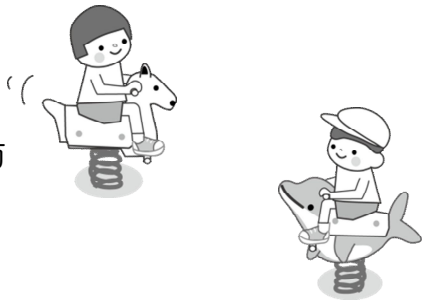
- (1) 保育料の決定について
 - 市民税の賦課決定時期が6月となるため、直近の所得状況を反映させる観点から年度途中に保育料の切り替えを行います。
 - 4月～8月の保育料については「令和8年度市民税額」により決定し、9月～3月の保育料については「令和9年度市民税額」により決定します。
- (2) 保育料の多子軽減について
 - 同一世帯の就学前児童が認可施設へ同時に2人以上入園(認定こども園(幼稚園部)利用児童を含む)された場合、保育料が第2子は半額に、第3子以降は無料になります。
 - 「市民税額」によっては、子どもの年齢に制限なく、保育料が第2子は半額に、第3子以降は無料になる場合があります。
- (3) 保育料の減額または免除について

次に該当する世帯は「市民税額」によっては保育料の減額または免除となる場合がありますので、申請書へご記入ください。

ア ひとり親家庭(児童扶養手当認定家庭、遺族年金受給世帯等)

イ 次のいずれかに該当する方が世帯にいる家庭

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている方
- イ 療育手帳の交付を受けている方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- エ 障害基礎年金等の支給を受けている方
- オ 特別児童扶養手当等の支給を受けている方



- (4) 契約・保育料納付について

認定こども園を利用する場合	利用者は認定こども園と契約し、保育料を認定こども園へ支払います。 ※口座振替日は各園へ確認してください。
市外の私立保育所を利用する場合	利用者は西脇市と契約し、保育料を西脇市へ支払います。
市外の公立保育所を利用する場合	利用者は西脇市と契約し、保育料を公立保育所が所在する市町村へ支払います。 ※口座振替日は各園へ確認してください。

※ 保育料が納付されないときや納付に係る相談がないときは、退園していただく場合があります。

- (5) 保育料決定通知書について
 - 4月入園の方は4月上旬に園を通じて交付します。
 - 年度途中の5～8月入園児は4月上旬、9月以降入園児は9月上旬に発送します。

7 特別保育について

認定こども園・保育所によって内容が異なりますので、事前にご相談ください。

延長保育※	保護者等が勤務時間や通勤時間等の都合で、通常の保育時間内での送迎が困難であると認められる家庭の児童が対象になります。
-------	--